

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

佐賀県人事委員会規則第16号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年佐賀県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 給与条例第21条の2第1項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）であるときは、その者の属する職務の級と</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年佐賀県条例第18号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、その額に同条第2項から第4項までの規定（佐賀県市町立学校県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和31年佐賀県条例第51号）第2条においてその例によることとされる場合を含む。）により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p> <p>(1) 給与条例第21条の2第1項に規定する職員で中学校・小学校教育職給料表の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1</p>

改正前							改正後						
する。以下同じ。) に対応する別表第1に掲げる額 (2)～(5) 略 附 則 略							に掲げる額 (2)～(5) 略 附 則 1 略 2 <u>給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条中「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該各号に掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</u>						
別表第1 (第4条関係) 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員							別表第1 (第4条関係) 中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員						
職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員 の 区 分	職務の 級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
再任 用職 員以 外の 職員	略						定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	略					
再任 用職	略						定年 前再	略					

改正前							改正後						
員							任用 短時 間勤 務職 員						
別表第2 (第4条関係) 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員							別表第2 (第4条関係) 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員						
職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級	職員 の区 分	職務の 級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
再任 用職 員以 外の 職員	略						定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	略					
再任 用職 員	略						定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	略					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）とみなして、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する。この場合において、改正後の規則第4条各号列記以外の部分中「育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては、その額に同条第2項から第4項までの規定」とあるのは、「育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同条第2項の規定」と読み替えるものとする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（改正法附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。